

高知県立図書館宅配貸出サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立図書館利用規程第33条の規定に基づき、身体障害又は知的障害等があることにより、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）の資料の館外貸出し（高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号。第3条において「規則」という。）第5条第1項の館外貸出しをいう。以下同じ。）を受けることができない者に対する宅配による資料の貸出サービス（以下「宅配貸出サービス」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 宅配貸出サービスを利用することができる者は、高知県内に住所を有し、重度の身体障害又は重度の知的障害等があることにより、県立図書館へ来館すること及び最寄りの市町村立図書館（分館及び分室を含む。）等に行くことが困難なため、県立図書館の資料の館外貸出しを受けることができない者で、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳の交付を受けた者で、公職選挙法施行令第59条の2の規定に該当するもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険被保険者証を交付された者で、要介護状態区分が要介護3以上であるもの
- (3) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の種類及び程度（等級）が視覚障害の1級又は2級であるもの
- (4) その他高知県立図書館長（次条第1項において「館長」という。）が特に必要があると認めた者

(利用者登録等)

第3条 宅配貸出サービスを利用しようとする者は、別記第1号様式によるオーテピア高知図書館・高知市民図書館分館分室共通利用カード申込書（宅配貸出サービス用）（以下この条において「申込書」という。）に氏名、住所、障害の内容等を証明するに足りると館長が認めたものを添えて申込みをするものとする。

- 2 宅配貸出サービスを利用しようとする者から、申込書への記入の依頼の申出があったときは、申込者に代わり県立図書館又は高知市立市民図書館の職員が記入することができる。
- 3 県立図書館は、前条に規定する利用対象者であることを確認した場合は、宅配貸出サービスの利用者（以下「宅配貸出サービス利用者」という。）として登録する。
- 4 前項の規定により登録された宅配貸出サービスの利用者に対しては、利用カード（規則第6条第1項の利用カードをいう。以下同じ。）を交付する。ただし、宅配貸出

サービス利用者が利用カードの交付を既に受けている場合は、当該利用カードを本文の規定により交付された利用カードとみなす。

- 5 宅配貸出サービス利用者は、申込書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに当該変更事項を確認することができるものを添えて変更の手続を行わなければならない。
- 6 宅配貸出サービス利用者は、第3項の規定により確認を受けた事項（申込書の「障害の内容等」欄の各項目をいう。）のいずれかについて状況の変更等があった場合は、速やかに県立図書館に連絡し、その指示に従うものとする。
- 7 第1項から第3項までの規定は、第5項の変更の手続について準用する。
- 8 第4項の規定により交付を受けた利用カードの有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宅配貸出サービス

宅配貸出サービス利用者が前条に規定する利用対象者に該当する期間とする。ただし、宅配貸出サービスを5年間利用しなかった場合は、5年を経過した時点で宅配貸出サービスに限り失効するものとする。

(2) 規則第5条の規定に基づく館外貸出し等及び高知県立図書館視覚障害者等サービス実施要綱に基づく視覚障害者等サービス

利用カードの交付の日から3年間とする。ただし、第4項ただし書の規定により同項本文の規定により交付されたとみなされる利用カードの有効期間については、規則第6条第3項の規定にかかわらず、第3項の規定により宅配貸出サービスの利用者として登録された日から3年間とする。

(宅配貸出サービスの利用手続)

第4条 宅配貸出サービス利用者は、宅配貸出サービスにより館外貸出しを受けようとするときは、郵送又はファクシミリ等により、別記第2号様式による宅配貸出サービス資料借受申込書を提出するものとする。

- 2 前項の規定による申込みが困難である場合は、電話等により県立図書館に直接申込みをすることができる。
- 3 前2項の規定による申込みがあったときは、当該資料の準備ができ次第発送するものとする。

(貸出資料)

第5条 宅配貸出サービスにより館外貸出しを受けることができる資料は、県立図書館、高知市立市民図書館及び高知声と点字の図書館が所蔵する資料のうち、個人に対して館外貸出しが認められている資料（第3条第3項の規定による確認を受けた者にとっては、視覚障害者等のために作成された点字・DAISY録音図書等を含む。）とする。

(貸出資料数、貸出期間等)

第6条 宅配貸出サービスにより館外貸出しを受けることができる資料（高知市立市民図書館及び高知声と点字の図書館が所蔵する資料を含む。）の数は、5点以内とし、貸出期間は、30日以内（宅配に要する日数を含む。）とする。

2 前項の貸出期間は、延長することができない。

3 第1項の規定により貸し出した全ての資料が返却されたことを確認した後でなければ、新たな貸出しは行わない。

(返却手続)

第7条 宅配貸出サービス利用者は、宅配貸出サービスにより資料を利用したときは、自らの責任において、県立図書館が指定する宅配業者に自ら連絡し、借り受けた全ての資料を県立図書館に返却しなければならない。

(費用負担)

第8条 宅配貸出サービス利用者が宅配貸出サービスにより資料を利用した際の、宅配貸出サービスに要する費用については、宅配貸出サービス利用者の負担を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年6月1日前に、改正前の第5条の規定により利用カードの交付を受けている者が、改正後の別記第1号様式に規定する個人情報の取扱いについて同意した場合は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する共通利用カードを交付する。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。